

姫路市監査委員	甲 良 佳 司
同	芝 野 稔
同	川 島 淳 良

令和3年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

なお、1から4までの監査結果は、令和4年5月31日以前の結果であり、監査委員 甲 良佳司、芝野稔、宮本吉秀、川島淳良の合議によるものです。

- 1 財政局定期監査結果報告書
- 2 健康福祉局（後期）定期監査結果報告書
- 3 産業局定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 4 定期監査（工事監査）結果報告書
- 5 都市局定期監査及び関係出資団体監査結果報告書
- 6 建設局定期監査結果報告書
- 7 水道局定期監査結果報告書

令和3年度 都市局定期監査（行政監査を含む。）及び関係出資団体
監査結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び
行政監査並びに同条第7項の規定に基づく出資団体監査

(2) 監査の対象

ア 定期監査

都市局

まちづくり部 都市計画課、まちづくり指導課

イ 出資団体監査（都市計画課所管）

イーグレひめじ管理株式会社

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、
リスク点検シート、リスク評価シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度
等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点
を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

監査は、財務（都市開発整備事業会計にあつては、経営に係る事業の管理を
含む。）事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に
基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなど
の視点で実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

ア 定期監査

監査事務局及び現地

令和4年3月8日から同年5月31日まで

イ 出資団体監査（都市計画課所管）

イーグレひめじ管理株式会社

監査事務局及び現地

令和4年4月25日から同年5月31日まで

2 監査の結果

(1) 定期監査

監査の結果、次に指摘する事項を除き、良好に処理されているものと認めた。
姫路市都市開発整備事業に係る固定資産台帳の整備に不備が認められた。
法令等にのっとりた会計処理に努められたい。

(2) 出資団体監査（都市計画課所管）

イーグレひめじ管理株式会社

監査の結果、良好に処理されているものと認めた。